

令和 4 年度一般会計決算見込みの概要について

1 決算見込みのポイント

- 令和 4 年度一般会計の決算は、**歳入**が前年度比 12.6%減（3,205 億円減）の **2 兆 2,181 億円**、**歳出**が前年度比 12.5%減（3,130 億円減）の **2 兆 1,900 億円** となり、実質収支は 131 億円となりますが、このうち 69 億円は、新型コロナウイルス感染症に係る交付金等の概算交付によるもので、令和 5 年度に国に全額返還する必要があります。
- このため、国庫返還分を除いた**実質収支**は、**62 億円の黒字**となりました。
- 歳入が 12.6%減、歳出が 12.5%減と、いずれも大幅な減となったのは、**新型コロナウイルス感染症に対応するための歳出が、前年の 5,953 億円と比べ 2,305 億円減の 3,648 億円**となり、その財源となる**国庫支出金等の歳入も大幅に減少**したことが主な要因です。

〔令和 4 年度 一般会計決算収支の状況〕

(単位：百万円、%)

区 分	令和 4 年度 ①	令和 3 年度 ②	比 較 ①－②＝③	増減率 ③／②
歳入総額 A	2,218,121	2,538,612	△320,491	△12.6
歳出総額 B	2,190,014	2,503,041	△313,027	△12.5
歳入歳出差引 C=A-B	28,107	35,571	△7,464	
翌年度に繰り越すべき財源※1 D	15,011	7,396	7,615	
実質収支※2 C-D	13,096 (6,215)	28,175 (8,286)	△15,079 (△2,071)	

・表示単位未満を四捨五入して端数処理しているため、表内の計算が合わない場合があります。

・()内は、新型コロナウイルス感染症に係る交付金等の返還分を控除したものです。

※1 翌年度に繰り越すべき財源

歳入のうち、翌年度に繰り越した事業の財源となるもの。

※2 実質収支

歳入総額から歳出総額を差し引いた額（形式収支）から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額をいう。通常、「黒字団体」・「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字・赤字により判断する。

2 歳入決算

(単位：百万円)

区 分		令和4年度 A	令和3年度 B	比較 A-B=C	増減率 C/B
①	県 税	948,796	912,469	36,327	4.0%
う ち	個人県民税	276,562	277,866	△1,304	△0.5%
	法人二税	176,914	165,990	10,924	6.6%
	地方消費税	332,149	313,001	19,148	6.1%
	その他の税	163,171	155,612	7,559	4.9%
②	地方交付税	213,898	254,399	△40,501	△15.9%
う ち	普通交付税	211,905	253,163	△41,258	△16.3%
	(下記の臨時財政対策債を 含む実質的な普通交付税)	(279,284)	(429,719)	(△150,435)	(△35.0%)
	特別交付税	1,993	1,236	757	61.2%
③	国庫支出金	414,368	637,643	△223,275	△35.0%
④	繰入金	20,654	10,910	9,744	89.3%
⑤	諸収入	268,796	272,185	△3,389	△1.2%
⑥	県債	149,203	248,177	△98,974	△39.9%
う ち	建設地方債	81,824	71,621	10,203	14.2%
	臨時財政対策債※3	67,379	176,556	△109,177	△61.8%
	減収補てん債	-	-	-	-
	その他	202,406	202,829	△423	△0.2%
う ち	特別法人事業譲与税※4	118,044	99,675	18,369	18.4%
	繰越金	35,571	53,435	△17,864	△33.4%
	計	2,218,121	2,538,612	△320,491	△12.6%

※ 3 臨時財政対策債

平成13年度から、地方全体の財源不足の補てん措置の一環として設けられた特例地方債で、投資的経費以外にも一般財源として充てることができる。償還費については、全額が後年度に普通交付税の基準財政需要額に算入され、交付税措置される。

※ 4 特別法人事業譲与税

地方税の偏在是正を図るため、従来の地方法人特別譲与税に代えて、令和2年度から法人事業税の一部を国税化(特別法人事業税)したうえで、人口を基準に都道府県に再配分(特別法人事業譲与税)されている。

《主な増減要因》

① 県 税

企業業績の回復により、法人二税が増収となったほか、地方消費税についても、原油価格等の高騰に伴う輸入額の増により増収となったことなどから、全体としては4.0%増の9,488億円となりました。

※ 消費税の税率引上げ（5%から8%（令和元年10月からは10%））による増収分（市町村交付金を除く946億円）については、全額を社会保障関係経費（一般財源ベース3,070億円）の財源に充てています。

② 地方交付税

地方交付税は15.9%減の2,139億円となりました。

臨時財政対策債を含む実質的な普通交付税は、令和3年度に限り、将来の臨時財政対策債の償還財源として例外的な追加交付があり大幅な増額となっていたことなどから、令和4年度は35.0%減の2,793億円となりました。

③ 国庫支出金

新型コロナウイルス感染症に対応するための交付金が減となったことなどから、35.0%減の4,144億円となりました。

④ 繰入金

新型コロナウイルス感染症などの対応のため、地域医療介護総合確保基金や災害復興・地域再生基金を活用したことなどから、89.3%増の207億円となりました。

⑤ 諸収入

中小企業振興資金に係る貸付金の返還金が減となったことなどから、1.2%減の2,688億円となりました。

⑥ 県 債

道路ネットワークの整備促進などにより建設地方債が102億円増加した一方、臨時財政対策債が1,092億円減少したことから、39.9%減の1,492億円となりました。

3 歳出決算

(単位：百万円)

区 分		令和4年度 A	令和3年度 B	比 較 A-B=C	増減率 C/B
①	人 件 費	517,431	514,157	3,274	0.6%
②	扶 助 費※5	45,231	40,945	4,286	10.5%
③	公 債 費	228,913	273,622	△44,709	△16.3%
④	投 資 的 経 費	158,775	172,625	△13,850	△8.0%
う ち	普 通 建 設 事 業	142,188	157,403	△15,215	△9.7%
	直 轄	15,502	14,108	1,394	9.9%
	災 害 復 旧	885	987	△102	△10.3%
⑤	補 助 費 等	757,066	1,005,969	△248,903	△24.7%
う ち	税 関 係 交 付 金	199,313	194,116	5,197	2.7%
⑥	そ の 他	482,598	495,723	△13,125	△2.6%
う ち	繰 出 金	41,161	78,979	△37,818	△47.9%
	積 立 金	51,883	76,258	△24,375	△32.0%
	貸 付 金	231,670	234,593	△2,923	△1.2%
計		2,190,014	2,503,041	△313,027	△12.5%

※5 扶助費

地方公共団体が生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者に対して支給する費用及び、地方公共団体が単独で行っているこれに類する各種扶助の支出額のこと。

《主な増減要因》

① 人件費

人事委員会勧告に基づく給与改定などの影響により、0.6%増の5,174億円となりました。

② 扶助費

新型コロナウイルス感染症に係る入院医療費等の増などに伴い、10.5%増の452億円となりました。

③ 公債費

臨時財政対策債の残高の増により、例年、公債費は増加していますが、令和3年度は普通交付税の追加交付に伴い、将来の臨時財政対策債の償還に充てるため臨時的に基金への積立てを実施したことなどから、令和4年度は16.3%減の2,289億円となりました。

④ 投資的経費

令和元年房総半島台風等に係る被災農業施設等復旧支援事業の完了や、感染症対応に係る医療機関の設備整備への助成が減少したことなどから、8.0%減の1,588億円となりました。

⑤ 補助費等

新型コロナウイルス感染症に係る飲食店への協力金や、医療機関への補助金などが減となったことなどから、24.7%減の7,571億円となりました。

⑥ その他

令和3年度中に、令和4年度以降の財源として財政調整基金に積立てを行ったことなどから、令和4年度は2.6%減の4,826億円となりました。

※社会保障関係経費について

生活保護、児童・障害者福祉、医療、介護等に要する社会保障関係経費については、高齢化の進展等により、引き続き増加しています。

○ 社会保障関係経費（全体） 3,317億円（前年度比 +143億円 +4.5%）

（主なもの）

・介護給付費県負担金	660億円	（前年度比	+20億円	+3.1%）
・後期高齢者医療給付費県負担金	531億円	（前年度比	+15億円	+2.9%）
・自立支援給付費県負担金	270億円	（前年度比	+19億円	+7.6%）
・施設型給付費（認定こども園、保育所等）	239億円	（前年度比	+16億円	+7.2%）

4 新型コロナウイルス感染症への対応

- 令和4年度における、新型コロナウイルス感染症対応の事業に関する決算額は以下のとおりです。

決算額 3,648 億円

[主なもの]

・ 中小企業振興資金事業	1,170 億円
・ 病床確保等事業	772 億円
・ 感染拡大防止対策協力金	360 億円
・ 千葉とく旅キャンペーン事業	279 億円
・ 軽症者等のための宿泊施設確保事業	129 億円
・ 生活福祉資金貸付事業推進費補助金	107 億円
・ 検査体制の確保	93 億円
・ 新型コロナウイルス感染症対応特別資金利子補給事業	78 億円
・ 自宅療養者支援事業	72 億円
・ 入院医療費の公費負担	61 億円
・ ワクチン個別接種促進支援事業	59 億円
・ 臨時医療施設整備運営事業	47 億円
・ 介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業	42 億円 等

(財源の主なもの)

・ 中小企業振興資金貸付金返還金	1,170 億円
・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	1,161 億円
・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	528 億円 等

5 今後に向けて

- 令和4年度は、国庫返還分を除くと、**62 億円の黒字**となりましたが、物価高騰の影響による消費の落ち込みや世界的な経済情勢の悪化など、税収減につながる懸念材料もあることから、本県財政を取り巻く環境が、さらに厳しくなることも想定されます。
- しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により制約が課せられていた状況から脱却し、活力ある県民生活を取り戻していくことや、将来の県の発展に向けた取組については、しっかりと進めていく必要があります。
- このため、国に対し、必要な財源確保を強く要望するとともに、県としても、引き続き、県税収入等の財源確保や事務事業の不断の見直しに取り組んでまいります。

<参考一覧>

(参考1) 一般会計の目的別歳出決算の状況

(参考2) 県債残高の推移

(参考3) 普通会計の決算見込み

(参考4) 令和4年度決算見込みに基づく健全化判断比率等

(参考1) 一般会計の目的別歳出決算の状況

○ 目的別歳出※6決算は、下記のとおりです。

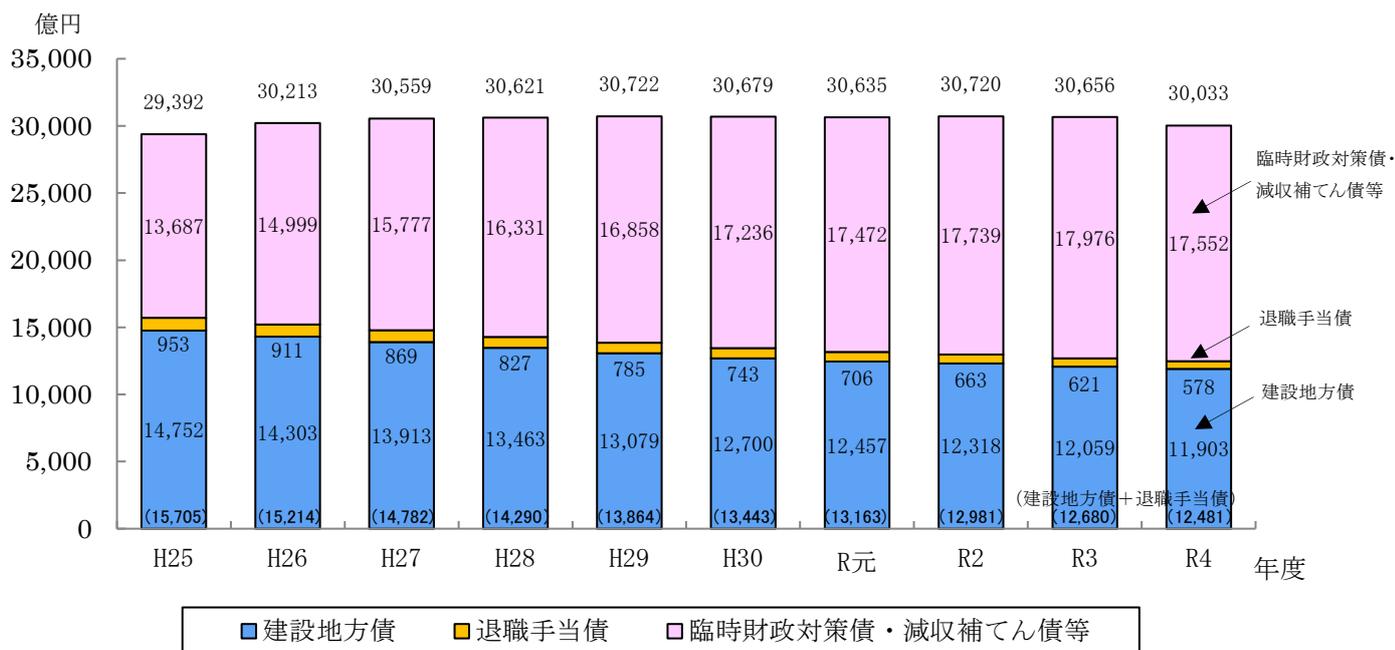
(単位：百万円)

区 分	令和4年度		令和3年度		比較 ①-②	備 考
	決算額 ①	構成比	決算額 ②	構成比		
総務費	155,709	7.1%	226,406	9.0%	△70,697	・(特) 財政調整基金繰出金 △330億円 ・災害復興・地域再生基金積立金 △180億円 ・県有施設長寿命化等推進基金積立金 △150億円 ・(特) 県債管理事業繰出金 △50億円
民生費	356,214	16.3%	336,986	13.5%	19,228	・介護サービス事業所等におけるサービス提供体制確保事業 +42億円 ・介護職員処遇改善支援補助金+33億円 ・安心こども基金造成事業 +32億円 ・介護給付費件負担金 +20億円 ・施設型保育給付費 +16億円 ・自立支援給付費 +19億円
衛生費	237,553	10.8%	228,354	9.1%	9,199	・自宅療養者支援事業 +88億円 ・軽症者等のための宿泊施設確保事業 +64億円 ・地域医療介護総合確保基金造成事業 +56億円 ・PCR検査体制の確保 +52億円 ・入院医療費公費負担 +45億円 ・緊急包括支援交付金国庫返還△248億円
環境費	8,428	0.4%	5,394	0.2%	3,034	・脱炭素化促進緊急対策事業 +23億円 ・省エネ家電導入促進事業 +7億円
商工労働費	328,114	15.0%	556,488	22.2%	△228,374	・千葉とく旅キャンペーン事業 +278億円 ・感染拡大防止対策協力金 △2,475億円 ・中小企業振興資金貸付金 △29億円
農林水産業費	48,703	2.2%	53,696	2.2%	△4,993	・家畜伝染病発生危機特別対策事業 +6億円 ・被災農業施設等復旧支援事業△42億円 ・直轄事業負担金 △12億円
土木費	130,304	5.9%	131,118	5.2%	△814	・道路直轄事業負担金 +19億円 ・国道道路改築事業 +18億円 ・海岸基盤整備事業 △20億円 ・地方道道路改築事業 △13億円 ・広域河川改修事業 △12億円
警察費	143,252	6.5%	141,578	5.7%	1,674	・警察施設整備費 +7億円 ・交通安全施設整備費 +6億円
教育費	360,261	16.5%	361,145	14.4%	△884	・教職員人件費 +10億円 ・特別支援学校施設整備事業 △19億円
公債費	229,820	10.5%	274,910	11.0%	△45,090	・定時償還分の元金及び利子 +37億円 ・令和3年度に発行した臨時財政対策債の償還に充てるための基金積立て △484億円 ・満期一括分積立金及び利子 △1億円
災害復旧費	885	0.1%	987	0.1%	△102	・農業施設 +0.3億円 ・土木施設 △1.6億円
その他	190,771	8.7%	185,979	7.4%	4,792	・税関係交付金 +50億円
計	2,190,014	100%	2,503,041	100%	△313,027	

※6 目的別歳出 地方公共団体の経費を、その行政目的によって分類したもの。

(参考2) 県債残高の推移

- 県債残高（満期一括償還のための積立金を除いた実質残高）については、普通交付税の振替である臨時財政対策債等が前年度に比べ424億円、2.4%減少したことに加え、建設地方債等が前年度に比べ199億円、1.6%減少したことにより、3兆33億円となり、前年度に比べ623億円、2.0%減少しました。



(単位：億円)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
建設地方債等①	15,705	15,214	14,782	14,290	13,864	13,443	13,163	12,981	12,680	12,481
建設地方債	14,752	14,303	13,913	13,463	13,079	12,700	12,457	12,318	12,059	11,903
退職手当債	953	911	869	827	785	743	706	663	621	578
臨時財政対策債等②	13,687	14,999	15,777	16,331	16,858	17,236	17,472	17,739	17,976	17,552
計(① + ②)	29,392	30,213	30,559	30,621	30,722	30,679	30,635	30,720	30,656	30,033
(参考) 満期一括償還のための積立金残高	3,342	3,526	3,722	4,125	4,619	5,074	5,339	5,692	6,886	7,450

(参考3) 普通会計の決算見込み

(1) 令和4年度 普通会計※7 決算収支の状況

(単位：百万円)

区 分	4年度 ①	3年度 ②	比 較 ①－②＝③	増減率 ③／②
歳入総額A	2,240,426	2,568,713	△328,287	△12.8%
歳出総額B	2,204,550	2,517,800	△313,250	△12.4%
歳入歳出差引 C=A-B	35,876	50,913	△15,037	
翌年度へ繰り越すべき財源D	20,289	12,724	7,565	
実質収支C-D	15,587 (8,706)	38,189 (18,300)	△22,602 (△9,594)	

- 一般会計に公営事業会計※8 以外の特別会計を加えた普通会計の決算は、歳入で前年度比 12.8%減の 2 兆 2,404 億円、歳出で前年度比 12.4%減の 2 兆 2,046 億円となり、実質収支は 156 億円となりますが、一般会計における国庫返還分 69 億円を除く実質収支は 87 億円の黒字となりました。

(2) 経常収支比率 ※9

区 分	4 年 度 ①	3 年 度 ②	比 較 ①－②
経常収支比率 (%)	95.1	84.8	10.3

- 経常収支比率は、令和3年度は、例外的に地方交付税の追加交付があったため一時的に改善しましたが、令和4年度は、社会保障関係経費の増加等により、前年度比で 10.3 ポイント上昇し 95.1%となりました。

※7 普通会計

一般会計と特別会計（公営事業会計を除く）を合わせた統計上の会計で、総務省が毎年度行う地方財政状況調査（決算統計）において、全国の自治体の財政状況を統一ルールに基づいて比較するため設けられたもの。千葉県の場合、一般会計と 15 の特別会計を合わせた全 16 会計からなる。

※8 公営事業会計

地方公共団体が行う公営企業会計、収益事業会計等の総称。千葉県の場合、公営企業会計 8 会計（上水道事業会計、病院事業会計等）及び国民健康保険事業会計がある。

※9 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。この割合が高いほど、自由に使える財源が少ないことになり、財政構造が硬直化しているとされる。

$$\text{(計算式)} \quad \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

(参考4) 令和4年度決算見込みに基づく健全化判断比率等

1 健全化判断比率

いずれの指標も早期健全化基準を下回りました。

実質赤字比率	4年度	3年度
	—	—

早期健全化基準	財政再生基準
3.75%	5.0%

- 一般会計等の実質収支が黒字のため、実質赤字比率は「該当なし」です。

連結実質赤字比率	4年度	3年度
	—	—

早期健全化基準	財政再生基準
8.75%	15.0%

- 公営企業会計を含むすべての会計の実質収支が黒字（公営企業会計においては資金不足なし）のため、連結実質赤字比率は「該当なし」です。

実質公債費比率	4年度	3年度
	7.8%	8.1%

早期健全化基準	財政再生基準
25.0%	35.0%

- 実質公債費比率は3か年平均を比率として用いますが、前年度の8.1%（令和元～3年度平均）から0.3ポイント改善し、7.8%（令和2～4年度平均）となっています。

なお、令和4年度単年度で見ると、令和3年度の普通交付税が追加交付により大幅な増額となった反動で、「分母」である「標準財政規模」が減少したことなどから、前年度の7.3%から0.6ポイント上昇し、7.9%となりました。

将来負担比率	4年度	3年度
	110.6%	114.5%

早期健全化基準	財政再生基準
400.0%	基準なし

- 職員の若返りに伴い退職手当支給予定額が減少したことや、充当可能な基金残高が増加したことなどにより、前年度の114.5%から3.9ポイント改善し、110.6%となりました。

2 各公営企業会計の資金不足比率 【経営健全化基準 20.0%】

資金不足が生じた公営企業会計はありません。

※早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は「財政健全化団体」となり、財政健全化計画を策定して、自主的な財政健全化に取り組むことが求められます。

※財政再生基準

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には「財政再生団体」となり、財政再生計画を策定して、国の関与の下、厳しい歳出削減と歳入の確保に取り組むこととなります。

<健全化判断比率等の算出式>

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等：一般会計及び公営事業を除く14の特別会計(県債管理事業、市町村振興資金等)
- ・実質赤字額：「歳入歳出差引額(形式収支)」から「翌年度に繰り越すべき財源」を控除した実質的な収支決算額(実質収支)が赤字の場合の当該赤字の額
- ・標準財政規模：普通交付税、標準税収入額等の経常的な一般財源の規模

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：①+②の合計額
 - ①一般会計等及び公営事業(公営企業以外)に係る特別会計(国民健康保険事業)の実質赤字額
 - ②公営企業に係る特別会計(上水道事業、病院事業、造成土地管理事業などの8の特別会計)の資金不足額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金(特定財源控除後) + 準元利償還金) - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \text{ (3か年平均)}$$

- ②地方債の元利償還金：一般会計等に係る公債費に充当した一般財源等の額
- ③準元利償還金：(ア)～(オ)の合計額
 - (ア)満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額(年度割相当額)等
 - (イ)公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰入金
 - (ウ)組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金
 - (エ)公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出(PFI事業に係るもの、国営土地改良事業等の負担金など)
 - (オ)一時借入金の利子
- ④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額：
 - 地方交付税の基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金

実質公債費比率の内訳

単位：億円

構成要素	令和4年度	令和3年度	令和2年度	4年度と3年度の差引
分子 ①=②+③-④	776	736	786	40
地方債の元利償還金(特定財源控除後) ②	790	744	741	46
準元利償還金 ③	1,374	1,382	1,428	△ 8
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ④	1,388	1,390	1,383	△ 2
分母 ⑤=⑥-⑦	9,798	10,057	9,423	△ 259
標準財政規模 ⑥	11,186	11,447	10,806	△ 261
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑦	1,388	1,390	1,383	△ 2
単年度の比率 ①/⑤	7.9	7.3	8.3	0.6
実質公債費比率(令和2年度～令和4年度平均)	7.8			
【参考】令和元年度～令和3年度平均	8.1			

※単年度の実質公債費比率は小数第2位以下切り捨てて表記

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ②将来負担額:③～⑩の合計額
 ③一般会計等の年度末地方債現在高
 ④債務負担行為に基づく支出予定額(PFI事業に係るもの、国営土地改良事業等の負担金など)
 ⑤公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額
 ⑥組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額
 ⑦退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)
 ⑧設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
 [対象法人]千葉県道路公社、千葉県土地開発公社、千葉県信用保証協会、(公財)千葉県産業振興センター
 千葉県漁業協同組合連合会

- ⑨連結実質赤字額
 ⑩組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
 [対象組合]千葉県競馬組合、北千葉広域水道企業団、かずさ水道広域連合企業団
 ⑫充当可能基金額:地方債の償還額等(上記③～⑧)に充てることができる基金残高
 ⑬特定財源見込額:地方債の償還額等に充てることができる特定財源(公営住宅の使用料など)
 ⑭地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額:

今後、地方交付税の基準財政需要額に算入される見込みの元利償還金及び準元利償還金

将来負担比率の内訳

単位:億円

構成要素	令和4年度	令和3年度	差引	備考
分子 ①=②-⑩	10,845	11,517	△ 672	
将来負担額 ②=③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩	41,597	41,793	△ 196	
一般会計等の年度末地方債現在高 ③	37,644	37,705	△ 61	
うち臨時財政対策債以外の地方債現在高	18,231	18,094	137	
債務負担行為に基づく支出予定額 ④	181	213	△ 32	県が債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めたもの
公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額 ⑤	569	555	14	地方債の償還に係る一般会計等からの繰入金
組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額 ⑥				一部事務組合が発行した地方債の償還に係る県の負担見込額
退職手当支給予定額 ⑦	3,120	3,241	△ 121	年度末に全職員が自己都合退職したと仮定した場合の退職手当の支給予定額
設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額 ⑧	83	79	4	公社、第三セクター等の負債、短期貸付金等に係る一般会計等の将来負担額
連結実質赤字額 ⑨				公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(資金不足額)
組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 ⑩				県が加入する一部事務組合の実質赤字額に対する一般会計等の負担見込額
将来負担額からの控除額 ⑪=⑫+⑬+⑭	30,752	30,276	476	
充当可能基金額 ⑫	11,113	10,219	894	地方債の償還額等に充当可能な基金の残高
特定財源見込額 ⑬	441	513	△ 72	地方債の償還額等に充当可能な特定財源見込額
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額 ⑭	19,198	19,545	△ 347	今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込みの元利償還金等
分母 ⑮=⑯-⑰	9,798	10,057	△ 259	
標準財政規模 ⑯	11,186	11,447	△ 261	
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑰	1,388	1,390	△ 2	
将来負担比率(%) ①/⑮	110.6	114.5	△ 3.9	

*表示単位未満を四捨五入して端数処理しているため、表内の計算が合わない場合があります。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額:

[法適用企業]資金の不足額=(流動負債-流動資産)-解消可能資金不足額

[法非適用企業]資金の不足額=(歳入歳出差引額-翌年度に繰り越すべき財源)-解消可能資金不足額

・事業の規模:

[法適用企業]事業の規模=営業収益の額-受託工事収益の額

[法非適用企業]事業の規模=営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額

※法適用企業:地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業(上水道事業、病院事業、工業用水道事業、流域下水道事業、造成土地管理事業)

※法非適用企業:地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業(工業団地整備事業、港湾整備事業、土地区画整理事業)

◎早期健全化基準とは

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は「財政健全化団体」となり、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政健全化計画を策定し、自主的な財政健全化に取り組むことが求められます。また、計画の実施状況によっては総務大臣から勧告を受けることになるなど、行財政運営に一定の制約がかかります。

◎財政再生基準とは

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には「財政再生団体」となり、国の関与による確実な財政の再生を図るために財政再生計画を策定し、厳しい歳出削減と歳入の確保に取り組むこととなります。

なお、「財政再生団体」は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債を起すことができません。